

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見の募集について

平成25年2月1日
厚生労働省保険局医療課

保険医療機関及び保険薬局の開設者並びに保険医若しくは保険薬剤師が、診療報酬や調剤報酬を請求するに当たり、健康保険法(大正11年法律第70号)等の関係法令を熟知することが必要であるが、より一層個々の保険医療機関等の開設者や保険医等の自覚を高めるための取組の一環として、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和32年厚生省令第13号)の一部を改正することを予定しております。

つきましては、別添の「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令について(概要)」に関して、国民の皆様から下記のとおり御意見を募集いたします。

記

1. 御意見募集期間

平成25年2月1日(金)～平成25年3月2日(土)(必着)

2. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください(様式は自由。)。電話での御意見等については応じかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の **意見提出フォームへ** のボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省保険局医療課宛て

(3) FAXの場合

FAX番号:03-3508-2746
厚生労働省保険局医療課宛て

3. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください。(御意見の内容に不明があった場合等の連絡・確認のために使用します。)お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正の趣旨

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の開設者並びに保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）は、診療報酬や調剤報酬を請求する前提として、健康保険法（大正11年法律第70号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）等の関係法令を熟知することが必要である。

そのため、これまでも保険医等の新規登録時、保険医療機関等の新規開設時の集団指導や個別指導等で関係法令等の周知を実施してきたところであるが、より一層個々の保険医療機関等の開設者や保険医等の自覚を高めるための取組の一環として、保険医療機関等の指定申請書、保険医等の登録申請書及び保険医等の登録票の様式を改正する。

2. 改正の内容

- 保険医療機関等の指定申請書や保険医等の登録申請書に、保険診療や保険調剤を行うに当たっては、健康保険法等の関係法令をよく理解し、遵守することを申し添える旨の文言を追加。
- 保険医等の登録表に裏面を追加し、登録表の管理、登録事由の変更に係る届出の手續等の留意事項を記載する。
- その他、所要の措置を講ずる。

3. 根拠法令

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第8条

4. 施行期日等

公布日：平成25年3月上旬（予定）

施行日：平成25年4月1日